

令和5年由仁町議会第1回臨時会 第1号

令和5年1月18日(水)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 4 議案第 1号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について
- 5 議案第 2号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について
- 6 議案第 3号 由仁町健康元気づくり館の指定管理者の指定について
- 7 議案第 4号 由仁町介護老人福祉施設の指定管理者の指定について
- 8 議案第 5号 古山貯水池自然公園の指定管理者の指定について
- 9 議案第 6号 由仁町文化交流館の指定管理者の指定について
- 10 議案第 7号 町民プールの指定管理者の指定について
- 11 議案第 8号 伏見台球場の指定管理者の指定について
- 12 議案第 9号 令和4年度由仁町一般会計補正予算について

○出席議員(8名)

議長 10番 熊 林 和 男 君	副議長 9番 後 藤 篤 人 君
1番 大 畠 敏 弘 君	2番 羽 賀 直 文 君
3番 早 坂 寿 博 君	4番 加 藤 重 夫 君
6番 佐 藤 英 司 君	7番 平 中 利 昌 君

○欠席議員(2名)

5番 浮 田 孝 雄 君	8番 大 竹 登 君
--------------	------------

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井	洋	君
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		査	濱	道	義	繼
主		事	清	水	香	葉
					子	君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

- 議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。
よって、令和5年由仁町議会第1回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

- 議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 大島君、2番 羽賀君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。
初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。
次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和4年度11月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。
以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

- 議長（熊林和男君） 日程第4、議案第1号 ゆにガーデンの指定管理者の指定についてを議題といたします。
町長から提案理由及び内容の説明を求めます。
町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、公の施設でありますゆにガーデンの指定管理の期間が令和5年3月31日をもって終了することから、引き続き指定管理者による管理を行おうとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を経ようとするものであります。

なお、このたびの指定管理者の指定につきましては、去る令和4年12月22日に開催されました指定管理者選定委員会におきまして指定管理者の候補者として選定をいただいているところであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 議案第1号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

ゆにガーデンにつきましては、ゆにガーデン設置条例第5条の規定により平成17年4月1日から指定管理による管理としていただいておりますが、本年、令和5年3月31日をもって1年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、ゆにガーデンであります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、青木雅彦であります。

3、指定管理期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間であります。

4、管理業務の範囲は、ゆにガーデン設置条例第6条に掲げる施設の利用の許可や利用料の徴収、減免、施設の維持管理等に関する業務であります。

5、利用料に関する事項は、設置条例第7条に規定する条例で定める額の範囲内での利用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての収受等であります。

なお、候補者の選定に当たりまして、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成20年4月1日から15年にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 2点ほどお伺いしたいのでございますけれども、12月22日の

日、指定管理者選定委員会が開かれたということでございますけれども、そのとき選定委員さんからそのときの状況に対して何か指摘がありましたか。

それと、これ毎年のごとく1年契約で指定管理されているのですけれども、単年度でなくて、ほかの施設と同じような3年とか5年とか、そういうふうな方法の指定管理というのはできないものですか。

その2点、お伺いしたいのですけれども。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 副町長にお答えさせます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） まず、1点目の12月22日の選定委員会の中での質問についてお答えをしたいと思います。これにつきましては、私が選定委員長になっておりますので、私のほうから回答をさせていただきます。もう一点の、毎年1年ということで、指定期間が1年ということについては担当課長のほうから後ほど説明をさせますので、よろしくをお願いします。

まず、質問ですけれども、ゆにガーデンの指定管理選定についての質問は1件だけあります。収支計画、その中にその他収入というものがあるのですけれども、それは何かという質問だけあります。

以上です。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 私のほうから佐藤議員の質問のありました指定管理期間を1年間とするという質問についてお答えをさせていただきます。

ゆにガーデンの指定管理期間につきましては、令和3年度までは3年間としておりましたが、令和2年度から1年間に変更したところであり、今回が4回目となるところです。

この1年間とする理由についてであります。東武緑地が属する東武グループの企業体として維持管理に向けた経営方針でありまして、当町といたしましても当該方針、考え方に同意をするものでございます。東武緑地本社としての経営方針であります。従前と同様の3年間とすれば前例踏襲、いわゆるマンネリ化といった運営に陥りがちとなり、ともすれば手を抜く、面倒な仕事を避けるといった悪しき慣習から脱却し得ないことも限らないことから、運営の期間を1年間ごとにするることによって現場に緊張感、危機感を与え、常に改善、改革の取組を進め、企業にとっても行政にとっても、そして何より施設のサービスの提供を受けるお客様にとっても、より良好で質の高い健全な施設運営が継続して成り立つよう、長期的な展望の観点に立って行うべきというのが経営方針であると説明を受けております。

実際のところ、ゆにガーデンの経営状況につきましては、近年コロナ禍の大変厳しい経営状況の中ではありますが、道内最大級3万2,000株のコキアの丘を核としまして、

国の補助事業の採択を受け、コキア特需を最大限有効活用する取組を展開しているほか、新たな地元の特産品となりつつありますサツマイモ、由栗いもの商品開発、販売の強化、SNSをはじめとした情報発信を強化するなど、常に改善、改革の取組を進めているところでございます。

また、東武グループの中期経営計画におきましても、北海道事業としてゆにガーデン、ユニの湯、ユニ東武ゴルフクラブ、フェアフィールド・バイ・マリオネット札幌、こちらの4つの観光施設が位置づけられておりまして、東武鉄道沿線街、グループ施設への誘客を図り、様々な地域観光資源の魅力を広め、地域の活性化へつなげるといった目標も掲げられております。このようなことから、1年間という指定管理期間につきましては、あくまで企業としての経営改善に向けた東武グループの経営方針、戦略であると認識をしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 ゆにガーデンの指定管理者の指定については、原案のとおり決することに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第5、議案第2号 由仁町体験農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 議案第2号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

体験農園につきましては、由仁町体験農園設置条例第4条の規定により平成18年4月1日から指定管理による管理としていたるところであります。本年、令和5年3月31日をもって1年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町体験農園であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、青木雅彦であります。

3、指定管理期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町体験農園設置条例第5条に掲げる農園の使用許可や賃貸料及び使用料の徴収、減免、農園の維持管理等に関する業務であります。

5、賃貸料及び使用料に関する事項は、設置条例第6条に規定する条例で定める額の範囲内での賃貸料及び使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての収受等であります。

なお、候補者の選定に当たりまして、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成29年4月1日から6年間にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町体験農園の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第6、議案第3号 由仁町健康元気づくり館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 由仁町健康元気づくり館の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(野島 健君) 議案第3号 由仁町健康元気づくり館の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

由仁町健康元気づくり館につきましては、由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例第18条の規定により平成22年度から指定管理による管理とされているところでありますが、本年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容につきまして議案書により説明をいたします。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町健康元気づくり館であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町東栄87番地の1、社会福祉法人由仁町社会福祉協議会会長、大谷健治であります。

3、指定管理期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例第19条に掲げる施設の使用の許可や使用料の徴収、減免、施設設備の維持管理に関する業務であります。

5、利用料に関する事項は、条例第21条に規定する条例で定める額を上限として利用料金を決定し、指定管理者の収入として収受させることなどであります。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年11月1日から30日までの1か月間を募集期間として公募しましたところ、応募者は現在の指定管理者であります社会福祉法人由仁町社会福祉協議会の1法人であったこと、また同法人は平成25年度から2期10年間にわたる指定管理の実績を有するほか、健康元気づくり館内でデイサービスセンターや居宅サービスステーションの運営を行うなど、地域福祉活動の拠点としての施設運営を誠実に行ってきており、今後におきましても適切な指定管理業務が期待できますことから、同法人を指定管理者候補としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町健康元気づくり館の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第4号 由仁町介護老人福祉施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町介護老人福祉施設の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君） 議案第4号 由仁町介護老人福祉施設の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

由仁町介護老人福祉施設「ほほえみの家」につきましては、由仁町介護老人福祉施設設置条例第15条の規定により平成22年度から指定管理による管理としているところでありますが、本年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容につきまして議案書により説明をいたします。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町介護老人福祉施設「ほほえみの家」であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町東栄87番地の1、社会福祉法人由仁町社会福祉協議会会長、大谷健治であります。

3、指定管理期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町介護老人福祉施設設置条例第15条第2項に掲げる施設へ入所する要介護者に対する生活介護、施設入所の承認、退所の決定、利用料等の徴収、減免、施設及び附属設備の維持、修繕に関する業務であります。

5、利用料に関する事項は、条例第15条第3項及び第4項に規定する利用料金を指定管理者の収入として収受させることとし、条例で定める額の範囲内で利用料金の額を決定することなどあります。

なお、候補者の選定に当たりまして、昨年11月1日から30日までの1か月間を募集期間として公募しましたところ、応募者は現在の指定管理者であります社会福祉法人由仁町社会福祉協議会の1法人であったこと、また同法人は平成25年度から2期10年間にわたる指定管理の実績を有するほか、先ほど議決をいただきました健康元気づくり館と接続しており、一体的かつ効率的な施設管理が期待できること、さらにデイサービスセンターや居宅サービスステーションなどの運営と併せまして、介護職員を確保しながら適切に介護保険サービスを展開しており、今後におきましても地域に密着した指定管理業務が期待できますことから、同法人を指定管理者候補としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町介護老人福祉施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長(熊林和男君) 日程第8、議案第5号 古山貯水池自然公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 古山貯水池自然公園の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君) 議案第5号 古山貯水池自然公園の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

古山貯水池自然公園につきましては、古山貯水池自然公園設置及び管理条例第3条の規定により平成16年度から指定管理による管理とじているところでありますが、本年、令和5年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、古山貯水池自然公園

であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町三川緑町129番地、ゆに建設事業協同組合代表理事、喜多村大吾であります。

3、指定管理期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

4、管理業務の範囲は、古山貯水池自然公園設置及び管理条例第4条に掲げる公園の使用の許可や利用料の徴収、減免、施設及び附属施設の維持管理に関する業務であります。

5、利用料金に関する事項は、条例第6条に規定する条例で定める額の範囲内での利用料金の額の決定並びに利用料金の納付方法であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年11月1日から11月30日までの1か月間を募集期間として公募しましたところ、応募者は現在の指定管理者でありますゆに建設事業協同組合の1組合でありました。また、同組合は平成16年7月のオープンから現在まで古山貯水池自然公園の指定管理業務を誠実に履行しており、これまでの実績を生かし、利用者のニーズに合った取組が期待できることから、去る令和4年12月22日に開催されました指定管理者選定委員会において審議いただき、同組合を指定管理者候補として引き続き選定をいただいたところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 古山貯水池自然公園の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第6号 由仁町文化交流館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 由仁町文化交流館の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（大塚郁代君） 議案第6号 由仁町文化交流館の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

由仁町文化交流館につきましては、由仁町文化交流館設置及び管理条例第15条の規定により平成30年4月1日から指定管理による管理としていただいておりますが、本年、令和5年3月31日をもって5年間の指定期間を終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めます。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町文化交流館であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町東栄87番地の1、社会福祉法人由仁町社会福祉協議会会長、大谷健治であります。

3、指定管理期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

4、管理業務の範囲は、由仁町文化交流館設置及び管理条例第15条第2項に掲げる施設の管理、施設の使用の許可や使用料の徴収等に関する業務です。

5、使用料に関する事項は、条例第15条第3項に規定する指定管理者における使用料の収受及び第4項に規定する条例で定める額の範囲内での使用料の額の決定です。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年11月1日から30日までの1か月間を募集期間として公募しましたところ、応募者は現在の指定管理者であります社会福祉法人由仁町社会福祉協議会1法人であったこと、また同法人は平成30年度から1期5年間にわたる指定管理の実績があるほか、指定管理業務を誠実に執行しており、今後も適切な業務が期待できますことから、同法人を指定管理者候補としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 由仁町文化交流館の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長(熊林和男君) 日程第10、議案第7号 町民プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第7号 町民プールの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 教育課長

○教育課長(大塚郁代君) 議案第7号 町民プールの指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

町民プールにつきましては、由仁町町民プール設置及び管理等に関する条例第3条の規定により平成22年4月1日から指定管理による管理としていたしておりますが、本年、令和5年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、町民プールでありま

す。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都中野区中央1丁目38番1号、株式会社ブシロードウェルビー代表取締役、大場隆志であります。

3、指定管理期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。

4、管理業務の範囲は、由仁町町民プール設置及び管理等に関する条例第4条に掲げる町民プールの使用許可、使用料の徴収や施設等の維持管理に関する業務であります。

5、使用料に関する事項は、条例第5条に規定する条例に定める額の範囲内での使用料の額の決定であります。

なお、株式会社ブシロードウェルビーは現在の指定管理者であり、旧社名は株式会社ソプラティコで、令和4年3月まで本社を北海道小樽市としておりましたが、同年4月に本社を東京に移転しております。候補者の選定に当たりましては、昨年11月1日から30日までの1か月間を募集期間として公募しましたところ、2社から応募があり、指定管理者選定委員会において各社によるプレゼンテーションを実施し、選考した結果、委員の満場一致で株式会社ブシロードウェルビーを指定管理候補者として選定いただいたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 町民プールの指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第8号 伏見台球場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 伏見台球場の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（大塚郁代君） 議案第8号 伏見台球場の指定管理者の指定について、内容の説明をいたします。

伏見台球場につきましては、由仁町公園条例第13条の規定により平成26年4月1日から指定管理による管理としていたるところであります。本年、令和5年3月31日をもって1年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、伏見台球場であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、青木雅彦であります。

3、指定管理期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町公園条例第13条第4項に掲げる施設の使用の許可や使用料の徴収、減免、施設設備の維持管理等に関する業務であります。

5、使用料に関する事項は、条例第14条に規定する条例で定める額の範囲内での使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての收受等であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成26年4月1日から9年間にわたる指定管理者の実績があるほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 伏見台球場の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第9号 令和4年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 令和4年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではマイナポイント事業延長に伴う会計年度任用職員報酬などの追加と担い手確保・経営強化支援事業助成金の計上などで、歳入ではこの財源として国庫支出金及び道支出金を増額するものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和4年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(熊林和男君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和5年由仁町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

◎閉会 午前10時17分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

1 番議員 大 畠 敏 弘

2 番議員 羽 賀 直 文